



平成 22 年 10 月 15 日

各 位

東京都目黒区青葉台三丁目 6 番 16 号

株式会社 B B H

(URL <http://www.bbanc.co.jp>)

代表者名 代表取締役社長 大島 剛生

(コード番号：3719)

問合せ先 管理本部長 江口 航

電話番号：03-5456-3051

訴訟の判決に関するお知らせ

当社が、平成 21 年 3 月 23 日に当社監査役を代表者として提起しておりました損害賠償請求訴訟について、本日、東京地方裁判所より判決が言い渡されましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 判決のあった裁判所及び年月日

東京地方裁判所

平成 22 年 10 月 15 日

2. 訴訟の経緯

当社は、平成 21 年 3 月 23 日付「当社元代表取締役及び当社元取締役に対する訴訟の提起に関するお知らせ」において開示しておりますとおり、当社元取締役の委任契約ないし雇用契約が終了していたにもかかわらず報酬ないし賃金の支払を実行した当社元代表取締役及び当社元取締役の共同不法行為により、当社に損害を与えたとして、当社の前監査役を代表者として当社元代表取締役及び当社元取締役を相手として訴訟（以下「本件訴訟」という）を提起しておりました。

本件訴訟提起後、当社において経営陣の交代があり、現経営陣といたしましては、平成 21 年 3 月 30 日付「第三者調査委員会の設立に関するお知らせ」で開示しておりますとおり、訴訟に至った経緯、手続等を含め再調査する必要があると判断し、第三者調査委員会による調査を依頼しておりました。しかしながら、当時の関係者が既に社外の立場にあることもあり、情報及び資料の収集に時間を要しており、この度、第三者調査委員会による調査終了に先行して司法の場における結論が出ることとなりました。

また、第三者調査委員会の調査と並行して、現当社取締役会、監査役会においても、訴訟の取り下げを含めた対応を検討してまいりましたが、裁判の進捗及び本件訴訟において補助参加いただいている株主様の意見等を鑑みた結果、公権的意見として司法の場における結論を得るべく訴訟を継続することとし、本日の判決に至ることとなりました。

なお、当該判決により本件に関する一定の結論が出ていると判断されるため、本日付で第三者調査委員会による調査を終了し、同委員会は解散することとなります。

3. 判決の内容

(1) 原告の請求をいずれも棄却する。

(2) 訴訟費用は、原告及び原告補助参加人らの負担とする。

4. 今後の見通し

当該判決は元代表取締役及び元取締役の行為に違法性は認められないとするものであり、当社取締役会及び監査役会は当該判決を妥当であると判断しております。従いまして現時点において監査役は全員、控訴手続を実行する意思はございません。

当該判決により当社の平成 22 年 12 月期連結業績への影響はありません。

以 上